

第438回（臨時）福崎町議会会議録

平成23年5月27日（金）

午前9時30分開 会

1. 平成23年5月27日、第438回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

2番	牛尾雅一	9番	宮内富夫
3番	石野光市	10番	釜坂道弘
4番	小林博	11番	東森修一
5番	志水正幸	12番	富田昭市
6番	福永繁一	13番	広岡史郎
		14番	吉識定和
8番	難波靖通	15番	高井國年
		16番	松岡秀人

1. 欠席議員 1名

1番 北山孝彦

1. 事務局より出席した職員

事務局 局長 中塚保彦 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	山本欽也	水 道 課 長	長澤茂弘
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	後藤守芳

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案上程・議案説明
第 5 質疑
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 議案上程・議案説明
日程第 5 質疑

日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

議案第 34 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 438 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

若葉・青葉が一雨ごとに鮮やかさを増し、吹く風もさわやかなきょうこのごろとなってまいりました。

議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案 2 件であります。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 14 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 438 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の議会に北山孝彦議員から欠席の届け出が出ておりますので、報告しておきます。

これより本日の会議を開き、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいたします。

2 番、牛尾雅一議員
9 番、宮内富夫議員

以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日 1 日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
4月28日の第437回臨時会以降、本日までの主要事項について別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 議案上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。
議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、及び、議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。
第438回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

福崎町は本年55周年を迎えました。5月3日には式典を挙行することができました。議員の皆様にも多数ご参加をいただきまして、ありがとうございました。

3月11日に発生いたしました地震は、原子力発電所に災害が及んだために今すぐ復興とはならず、被害を最小限に食いとめるために懸命な努力が進められているというのが現実でございます。しかし、復興への努力は全国民を挙げて頑張る必要がありますので、これからも町としても頑張っていかなければならないと考えております。

さて、この臨時議会に提案いたしております議案は2件であります。

議案第34号は、福崎町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第35号は、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては担当課長が説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま町長から両議案の大要の説明が終わりましたので、これから議案番号順に詳細説明を求めてまいります。

それでは、議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、及び、議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての両案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税 務 課 長 失礼します。

議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本年3月11日に発生しました東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、上位法令であります「地方税法の一部を改正する法律」等が国会において可決成立し、4月27日に施行されました。これを受けまして今回、町税条例の一部を改正する条例をお願いするものでございます。

税務課資料1ページに条例の一部改正資料、2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししております。ご参照ください。

内容につきましては、附則を2条加えるものでございます。

附則第22条につきましては雑損控除額等の特例で、東日本大震災により家屋・家財等が受けた損失の金額について、納税義務者の選択によりまして平成22年に生じた損失の金額として平成23年度分の個人町民税において雑損控除の規定を適用することが可能となります。この特例は本来、平成24年度の個人町民税において受けるべき雑損控除を1年前倒しして控除を受けることができるもので、この特例を受けない場合は平成24年度の個人町民税で控除を受けることができます。

附則第23条は住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除のことですけれども、この控除の適用を受けていた住宅が、このたびの東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、附則第23条に係る部分については平成24年1月1日から施行するものでございます。

なお、この条例の改正規定に伴う該当者は現在のところございません。

以上で、議案第34号の説明といたします。

引き続きまして、議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月30日に公布され、4月1日に施行されました。これを受けまして今回、条例改正をお願いするものでございます。

改正点は保険税の課税限度額の引き上げでございます。

税務課資料4ページに条例の一部改正資料、5ページに新旧対照表、6ページに課税限度額推移表をお示ししております。ご参照ください。

改正内容についてご説明いたします。

第2条関係、保険税の課税限度額の引き上げでございます。医療費の動向により課税総額が増加する中で課税限度額を据え置くことは、限度額を超える者の負担をふやさないという効果はありますが、反面、限度額に達しない中・低所得者への負担が増すこととなります。今回、中・低所得者への負担軽減を図るため、基礎課税額分で現行50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額分13万円から14万円に、介護納付金課税額分10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものです。限度額全体で4万円の引き上げとなり、合計で77万円となります。

健康福祉課資料2ページから4ページにお示ししていますように、基礎課税額の限度額51万円を超える世帯は30世帯となり、1万円引き上げることにより20万円の増額となります。後期高齢者支援金等課税分14万円を超える世帯は48世帯、同じく1万円引き上げることにより40万円の増額。介護納付金課税分12万円を超える世帯は31世帯、2万円引き上げることにより60万円の増額となり、合計120万円の増額を見込んでいます。

第23条関係、保険税の減額規定につきましても、課税限度額を同様に改正いたします。

以上、改正内容でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものでございます。

なお、健康福祉課資料1ページにお示ししておりますように、5月16日に開催しました国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、原案のとおりのお答申

をいただいております。

本年度は税率の改正は行わず、上位法令の「地方税法施行令」の改正に伴います課税限度額の改正のみでございます。

以上で、議案第35号の説明といたします。

両議案とも、ご審議をいただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 以上で提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

5 番 議席番号5番、志水正幸でございます。

議案第35号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

今回の改正はただいま説明にありましたように、保険税率を改定せずに最高限度額のみを77万円に引き上げようとするものですが、5年前の18年度の限度額を見ますと、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金支援金分、合わせて62万円だったものが毎年度引き上げられまして、19年度は65万円、20年度は68万円、21年度は69万円、22年度は73万円、そして今年度の条例改正で77万円に引き上げるとする改正でございます。5年間で15万円の引き上げになってございます。

まず質疑の1点めでございますが、保険税をさわらずに限度額のみ引き上げる、その考え方をお尋ねをいたします。法改正によるとか、あるいは国の指導によって限度額を改正するものと、そのような指導もあろうかと思いますが、本町の考え方をまずお尋ねしたいと思います。

税 務 課 長 国保会計につきましては低所得者や高齢者が多く、大変厳しい状況であることは議員さんもお承知のとおりかと思っております。税金におきまして、大変厳しいものがございまして、そのような観点から基金の取り崩しとか、また一般会計からの繰り入れで対応しておるといふふうなことでございます。

5 番 ちょっと限度額改正の答弁ではないと思っておりますけれども、改めてもう一度お願いしたいと思います。

税 務 課 長 税率を毎年引き上げるといったような考えは持っておりません。先ほど言いましたように、基金の保有状況とか、また一般会計からの繰り入れ等も勘案いたしまして、中期的な展望に立って税率改正を行っておるといふふうなことでございます。

5 番 税率の話は後ほど述べさせていただきたいと思っておりますが、それではちょっと次に進ませていただきます。

2つめでございますけれども、例えば夫婦と子ども2人、また固定資産税が平均的な資産をお持ちの方の世帯であれば、どれぐらいの収入があれば、この国民

健康保険の限度額を超えるのか、そのあたり、もし把握されておればお教えいただきたいと思うんですが。

税務課長 標準家庭におきまして、今先ほど言われました夫婦・子ども2人、固定資産税も平均を取ってというふうなことでございます。医療分で933万6,000円で最高限度額に達します。

5 番 年間933万円は所得ですか、それとも収入ですか。その点をお尋ねします。
税務課長 所得でございます。

5 番 そうしますと、次にですね、約933万円の所得がある方で、例えば政府管掌健康保険、いわゆる政管健保の場合でしたらどれぐらいの保険料がかかるのか。また市町村共済の場合、それだけの収入があるとすれば、健康保険料はどれぐらいかかるのかお尋ねいたします。

税務課長 まず政府管掌健保ですけれども、これは今、協会けんぽに移行されておると聞いておりますけれども、その分につきましては64万円です。また市町村共済組合の関係ですけれども、74万円の掛金となります。

5 番 そうしますと政管健保のほうが64万円で、公務員等についてはおおむね3万円程度の差があるということですね。と言いますのは、国民健康保険の場合はかなり保険料が高いというようなことをよく町民の方々からも聞きますし、また加入されている方々は、会社勤務を終えられて年金生活の方々、あるいは自営業の方々、そういう方々が被保険者になっておられますので、そういう面からしても所得の割に保険料が非常に高い、そのような感じがいたしております。それで、健康福祉課資料の5ページを見せていただきますと、これは23年度の本町の国民健康保険税改正案ということで、このページは医療費の分だけが掲載されています。以下、後期高齢者とか介護保険の分があるんですが、医療費の分に限ってわかりやすいようにお尋ねしたいと思いますが、この資料の左側は当初予算分、それから中央には当初の調定試算分になっております。

当初予算の積算においては、今回の限度額の改正があったものとして新年度予算を組んでおられると思いますが、まずそれに間違いはないでしょうか。

税務課長 はい、間違いございません。

5 番 限度額改正の条例の一部改正は本日の臨時議会で上程されております。万が一この条例が否決された場合に、当初予算はどうなるのかと心配するものであります。

また、2月23日の国民健康保険運営協議会に諮問されております内容について、そのときは出産一時金の35万円を39万円。いわゆる附則適用から本適用のほうへの改正だったと思います。それについては3月議会で条例改正案が提案されて、議案どおり可決されております。今となってみれば、なぜそのときの運営協議会に限度額の改正案を諮問されて、3月議会に限度額改正の条例改正が出なかったのか、ちょっと不思議に思うんですが。3月議会への上程は無理だったのはなぜなのでしょう。お尋ねいたします。

税務課長 冒頭の提案説明でも申しましたように、このたび地方税法施行令の改正がございました。その政令が本年3月30日に公布されております。したがって、3月議会の段階におきましては、まだこの上位法令の改正の公布がされていないということで、3月議会に上程するのは大変困難かというふうに思います。

5 番 まあそのときは限度額の改正は77万円というのはもう出ておりましたけれども、ただいまの説明では、地方税法の施行が3月ということでしたし方ないということでございます。ただ、3月の段階での条例提案は無理であったとすればですね、当初予算の編成は当然、限度額改正の前の額で予算措置すべきだと私は

思います。それで、当初予算は改正前の額で予算を組んでおいて、今回のように臨時議会で限度額の改正が可決されてからでも、第1期の保険税の納付書の発送は十分間に合うと思いますけれども、そのあたりについては、条例を改正せずに当初予算を編成されたといいたしますと、条例改正の議決権が何の意味も持たないことになると思います。そのあたり、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長 言われるとおり、そのようにやっておったほうがよかったのかもわかりません。結果としてこのようになっております。

5 番 同じ健康福祉課資料の8ページでございます。

以下、保険税の税率の話に移りたいと思います。

これを見ておきますと、一番下が福崎町の状況。その上に市川町、神河町、あるいは姫路市という形で、国民健康保険料なり保険税の税率等が示されております。一番下の福崎町の場合、平成20年度から税率が所得割4.3%、資産割25%、均等割1人2万1,000円、平等割2万2,800円と、ずっと変化がございません。市川町、神河町、姫路市等の税率が出ておりますけど、毎年度変わっております。税率の決定というものは、その年度の医療費の総額、いわゆる福崎町の国民健康保険の加入者の1年間の医療費の総額をまず見積もって、その中から国なり県の支出金、あるいは町の一般会計からの繰入金などを引いた残りの金額を保険税として徴収するものだと私は思います。その残った金額を国保加入者の所得なり資産、あるいは人数、そういったもので税率を計算することになりますから、毎年医療費の総額が変わろうかと思えます。医療費単価の変更があった場合はずっと大きくなりますし、当然その保険税は増減しますので、またその徴収すべき残った金額がわかったとしても、その加入者の前年度の所得も当然変わってきます。何が言いたいかといいますと、医療費の総額も毎年変わりますし、加入者の所得も当然変わるわけですから、それを把握して保険税率を計算しますので、毎年税率は変わってしかるべきだと思います。所得がわかるのはこの時期ですから、この時期に臨時議会を開いて税率を決定して保険税の額が決まってくることになると思いますが、なぜ本町の場合、税率が全く改正されないのか。必要な額を町民から国民健康保険税として納めてもらう以上、この額が高いのか低いのか。多分この予算を見ておきますと、基金から3,200万円を今年度取り崩されておりますから、当然その分だけは安くなっていると思うんですが、町民の方々に「本来でしたらこれだけの金額を徴収すべきのところ、基金をとり崩してここまで下げております」とか、あるいは「医療費の総額から、あるいは加入者の所得から見て計算しますと、本来この金額を徴収すべきなんですけれども、あえて3,200万円を基金からとり崩してそれ以上安くしてます」と。そういうふうな説明もきちっとすべきと思うんですね。説明責任が本当に果たされているのかどうかというのをちょっと疑問にも思います。

それで、3,200万円の基金取り崩しで国民健康保険の被保険者がこの資料によりますと4,757人、1人あたりに置きかえますと6,700円ほど安くなっているような計算になろうかと思うんです。そのあたりについて、もし私のただいまの税率の考え方について間違い等があれば、一つご指摘をお願いしたいと、まずお願いします。

副町長 国保財政のあり方そのものにつきましては、今、志水議員がおっしゃっておられるとおりであります。ただし、私ども保険者としての考え方につきましては、毎年税負担をしていただく方々に負担が大きく変化すると。今も志水議員がおっしゃっておられましたように、医療給付、保険給付の動向によって税額が変わってくるといったような形で負担を願うような方向性は、私どもはとっておりませ

ん。やはり中期的な財政のあり方等を含めた形の中でご負担願いたいと思っております。自営業者でありますとか、無職者、いわゆる年金受給者、こういった低所得者や高齢者が多い事業会計でありますので、それぞれの関係の中で財政ルールを確立したいと、このようにも思っております。

それとともに、市町村国保の1人当たりの一般会計繰入額の法定外の部分につきましては、全国例で申し上げますと、1,788の保険者がございまして、そのうち約7割の1,223の自治体、保険者によって、法定外の繰り入れを行い、この国民健康保険財政を賄っておるといところであります。ただ、保険者が低所得者や高齢者が多い国保保険者の保険料の引き上げは困難であるという政策的な判断で一般会計から繰り入れている側面もありまして、繰り入れの解消に向けては、構造的に抱えるこういった市町村国保の赤字体質について本格的な議論が国のほうでも必要ではないかと、このように思っております。

いずれにいたしましても、社会保障の関係から含めて、本来国がとるべき施策の部分で地方に負担していただいているというのも一つのあり方であります。

なお、平成22年度の交付税の中における財政安定化支援分につきましても大きく見直しをされまして、22年度国保会計における交付税の算入が非常に少なくなっている状況の中で、法定内における法定繰り出しについても非常に少なくなっており、これら等が国保財政を圧迫している要因だというように認識しております。

5 番 医療費の総額から計算しないところがちょっと私の考えとは一致しないところがありますけれども、いわゆる一般会計からの繰り入れを、できればできるだけふやしていただいて、国民健康保険加入者の負担を軽減していただくと非常に結構なことなんですけれども。しかしながら国保加入者は約2,600世帯。福崎町全体で多分7,000余りの世帯。全員の方々が国保加入者でないですから、まあ一方そういうような問題も発生してこようかと思いますが、福崎町は法定繰り入れに加えて、減免要綱を見ておりましたら国の減免規定以上の手厚い減免をされております。その部分については一般会計からの繰り入れがされていますから。ただ、保険税の軽減分についての繰り入れはされていないと思うんですけど、それはいかがです。保険税の軽減分の繰り入れはあるのでしょうか。

副 町 長 保険税の軽減については、2、5、7割軽減がございます。そのうちの5割、7割軽減というような考え方で、いわゆる交付税算入分につきましては、ルールどおり繰り出しを行ってるところであります。

なお、今、志水議員がおっしゃってございましたように、一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、国保加入者以外の住民が国保運営に係る費用を負担することとなるため、厚生労働省等におきましては、「本来望ましくない姿である」と、こういったような考え方を示されておりますが、私どもにおきましては、これら等については加入者の状態等を考えると、そういったようなことばかりは言うておられないというような考え方を持っております。

5 番 7割、5割、2割軽減に係る法定繰り入れ分は十分理解できるんです。それ以外の町単独の繰り入れがもし可能であれば少しでもしていただいて、保険料を軽減していただきたいというのが私の願いでございます。

それと最後にもう1点だけお尋ねしたいんですが、限度額につきましては冒頭に申しましたようにずっと5年間毎年上がっております。今回医療費については対象者は全く変化なしということなんですけど、過去5年間ずっと限度額が上がるということは、いわゆる限度額以下の家庭の保険税が下がってこようかと思うんですね、限度額が上がることによって。でも、税率に全く変化がないということ

は、どうも理解しがたい部分があるんですが、限度額が上がることによる、それ以下の世帯の保険税の軽減というものにはつながらないんでしょうか。そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

副町長 非常に申しわけないんですが、医療費高騰分等で包括されてしまっておるといような状態でありまして、その限度額を引き上げることによって中間所得者でありますとか、低所得者の税額の軽減にはつながっていないというところであります。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 今、志水議員と副町長なり税務課長の答弁があったんですが、この3月議会での国保会計の審議のときもありましたが、まず財政調整基金。一応当初予算では、全体の医療費の総額を予想したときに、予算がないから当初予算の審議のときには財政調整基金を取り崩すと。その結果においてほとんど底をつくということだったんです。そのときは次の機会にという話だったんですが、私はやはりせめて国保会計の1割程度、やっぱり3,000万円程度は財政調整基金は持つておくべきではないかと。そのために今回は税率の変更もあるのかなと思っておったのですが、今のやりとりもありまして、ある程度の理由は聞いたんですが、やはり国保会計は町民すべての方に関係するものではないですし、そういう点から言うと、多少なりの税率改正を行うべきではなかったのかとも思うんですが。それと、財政調整基金が底をつくと、もし大きな高額医療等が続けて発生すれば、一般会計からの財政支出をしなくてはならない。その場合、一般会計もですね、かなり厳しい状況ですので、そのあたりについての現時点での考えというのを確認しておきたいと思います。

副町長 当初予算の審議の中におきまして、今、広岡議員が言われました角度でのご質問はいただきました。その中におきます分野につきましては、財政調整基金について一定の額を持つておくのは非常に望ましい姿であるということでありますが、現在におけます住民の負担が非常に重いという状況の中で、なるべくそういったような事柄については、賄いをつく分野については賄いをつけていきたいというような考え方でありました。しかも、税率改正につきましては、中期的な展望で図りたいということでもありますし、今、医療分野におけます保険者のあり方ですとか、国においていろんな形で論議されております。そういった広域化における分野も含めた形の中で、中期財政的にどういうとらえ方をしたらいいのかというような分野も、この平成23年度中に考慮したいというのが当初予算のときの私の答弁だったと思っております。今のその考え方には間違いございません。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。
議案番号順に進めてまいります。

それでは、議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第34号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次、議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第35号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、第438回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第438回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、第438回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し慎重審議をいただき、また、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。また、議事の運営につきましても、格別のご協力をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

月がかわりますと、定例会も控えております。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

最後に町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町 長 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

提案いたしました二つの議案につきまして、慎重に審議をしていただいた結果、すべて全員で可決していただきましたことは、大変ありがたく思っております。これからの執行にも万全を期してまいりたいと、このように考えております。

今回の議会で議論されました内容につきましては、これからますます活発な論議が地方でも国でも行われる内容でありました。本来、私はいのちとくらしと人権を守ることが政治の中心だと、このように考えております。しかし、一方で財政再建というの避けて通れないと、こういう議論もあるわけでありまして、どちらが先かということになりますと、私は本源的には人々のいのちとくらしを守るのが本源でありまして、財政もそれに奉仕するという観点が貫かれなければならないと、このように考えておりますけれども、しかし同時に財政再建というのも大事でありますから、このことについても思いをはせなければならないということでありまして。

ですから、税条例の改正というのは国でも地方でもこれからは社会保障、福祉をどのように守るかという観点で大いに議論されてくるだろうと、このように考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、3月11日の後、これらの問題は一層深刻な課題として、重要な課題として論議が必要というふうになってきております。

なお、6月に入りますと、定例議会が始まります。そのときには農繁期であろうとも思いますけれども、皆様繰り合わせてご出席いただきまして、いろいろとご審議くださいますことを心からお願いを申し上げ、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。ご苦労さまでございました。

なお、全員協議会を第1委員会室で10時30分から行いますので、ご参集をよろしくお願いいたします。

閉会 午前10時11分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成23年5月27日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 宮 内 富 夫